

令和8年2月1日執行予定
境港市議会議員一般選挙

選挙公営(公費負担)の手引き
(自動車、ポスター及びビラ)

境港市選挙管理委員会

この手引は、境港市議会議員一般選挙において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続について記述したものです。

1 公費負担制度とは	2
2 公費負担の種類	2
3 対象となる候補者	2
4 公費負担の限度額	3
5 諸手続	5
【1】契約締結と契約届出	5
【2】確認申請	5
【3】使用(作成)証明書の交付	6
【4】費用の請求	7
・選挙運動用自動車(ハイヤー・タクシー)の諸手続について	9
・選挙運動用自動車の借入(個別契約)の諸手続について	11
・選挙運動用自動車の燃料代(個別契約)の諸手続について	13
・選挙運動用自動車の運転手(個別契約)の諸手続について	15
・選挙運動用ポスターの作成の諸手続について	17
・選挙運動用ビラの作成の諸手続について	19
公費負担に関する Q&A	21

I. 公費負担制度とは

この制度は、境港市議会議員一般選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」及び「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、境港市が各契約業者等に直接その費用をお支払するものです。

2. 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、境港市の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の4つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のポスターの作成
- (3) 選挙運動用のビラの作成
- (4) 選挙運動用通常葉書の交付

3. 対象となる候補者

この選挙公営制度においては、市が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

◆境港市長選挙における供託物没収点

$$\text{有効投票数} \times 1/10$$

◆境港市議会議員一般選挙における供託物没収点

$$\text{有効投票数} \div \text{議員定数(15人)} \times 1/10$$

4. 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

	区分	公費負担の対象	公費負担の限度額	備考
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 (ハイヤー契約)	選挙運動用自動車として使用された各日の料の合計額 (1日について1台に限る)	1日 64,500円×7日 =451,500円	1の契約と2の契約は選択
	2 1に掲げる契約以外の契約の場合 ①自動車の借り入れ契約 (レンタカー会社、個人事業者等からの借上げ)	選挙運動用自動車として使用した各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	1日 16,100円×7日 =112,700円	
	②燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日 7,700円×7日 = 53,900円	
	③運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日について1人に限る)	1日 12,500円×7日 = 87,500円	

◇一般乗用旅客自動車運送事業者との契約(ハイヤー方式)とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

◇選挙運動期間は告示日(届出日)から選挙期日(投票日)の前日まで(7日間)。

◇選挙が無投票になった場合は、告示日(届出日)1日のみが対象となります。

◇上限額を定額で交付するものではなく、上限額の範囲内で実際に要した費用を交付します。

(2) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	586円 88銭×86枚+118,750円 86か所(ポスター掲示場数) =1,968円···①	86枚···② (ポスター掲示場数=86か所)

※ポスター掲示場数は、境港市選挙管理委員会が選挙の都度、決定します。

令和8年2月1日執行予定の市議会議員選挙は、86か所です。

【例 1】選挙運動用ポスター 100 枚の作成を 20 万円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $200,000 \text{ 円} \div 100 \text{ 枚} = 2,000 \text{ 円}$ になります。
この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えていたため、
 $1,968 \text{ 円} \times 86 \text{ 枚} = 169,248 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。
この額を超える分 30,752 円は候補者の負担になります。

【例 2】選挙運動用ポスター 90 枚の作成を 171,000 円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $171,000 \text{ 円} \div 90 \text{ 枚} = 1,900 \text{ 円}$ になります。
この場合は、作成単価は上限以内ですが、枚数が上限を超えていますので、
 $1,900 \text{ 円} \times 86 \text{ 枚} = 163,400 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。
この額を超える分 7,600 円は候補者の負担になります。

(3) 選挙運動用ビラの作成

選挙区分	公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限
市長 選挙	(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	8 円 38 銭 …… ①	8,000 枚 …… ②
市議会 議員 選挙	(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	8 円 38 銭 …… ①	4,000 枚 …… ②

【例 1】市議会議員選挙運動用ビラ 5,000 枚の作成を 41,000 円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $41,000 \text{ 円} \div 5,000 \text{ 枚} = 8 \text{ 円 } 20 \text{ 銭}$ になります。
この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えていたため
 $8 \text{ 円 } 20 \text{ 銭} \times 4,000 \text{ 枚} = 32,800 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。
この額を超える分 8,200 円は候補者の負担になります。

【例 2】市議会議員選挙運動用ビラ 3,000 枚の作成を 25,050 円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $25,050 \text{ 円} \div 3,000 \text{ 枚} = 8 \text{ 円 } 35 \text{ 銭}$ になります。
この場合は、作成枚数及び作成単価もともに上限以内ですので $8 \text{ 円 } 35 \text{ 銭} \times 3,000 \text{ 枚} = 25,050 \text{ 円}$ 全額が公費負担の対象となります。

5. 諸手続

【1】契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

(1)届出先 境港市選挙管理委員会

(2)届出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・・・・立候補届出の時
契約が立候補届出の後の場合・・・・・・契約締結後直ちに

(3)添付書類 各業者等との契約書の写し

◆ 注意

1 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。

2 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

【2】確認申請

下記(1)については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

(1)確認申請が必要なもの

- ・ 選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
- ・ 選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数(掲示場数)の確認
- ・ 選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の確認

(2)確認申請の方法

- ・ 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・ 確認申請書には、すでに確認を受けた金額(枚数)を記載する必要上,申請書の写し又は控えを保管してください。
- ・ 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

(3)確認申請書の提出先 境港市選挙管理委員会

(4)確認書の交付

- ・ 申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・ 交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。
- ・ 確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【3】使用(作成)証明書の交付

上記【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用(作成)証明書」を作成し、契約業者等に交付(1部)しなければなりません。

なお、この「使用(作成)証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【4】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、
境港市選挙管理委員会が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

(1)請求する際に必要な提出書類

区分		必要書類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車 運送事業者との契約 による場合(タクシー等)	① 請求書【様式第15号】 ② 請求内訳書【様式第16号】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号】
上記以外の契約による場合	自動車の借入れ	① 請求書【様式第15号】 ② 請求内訳書【様式第17号】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号】
燃料代		① 請求書【様式第15号】 給油伝票添付（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの） ② 請求内訳書【様式第17号】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書【様式第11号】 ④ 自動車燃料代確認書【様式第7号】
選挙運動用ビラの作成		① 請求書【様式第15号】 ② 請求内訳書【様式第17号】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書【様式第12号】
選挙運動用ポスターの作成		① 請求書【様式第18号】 ② 請求内訳書【様式第19号】 ③ ビラ作成証明書【様式第13号】 ④ ビラ作成枚数確認書【様式第8号】
		① 請求書【様式第20号】 ② 請求内訳書【様式第21号】 ③ ポスター作成証明書【様式第14号】 ④ ポスター作成枚数確認書【様式第6号】

(2)請求書の提出の際の注意

- 支払方法は口座振込みで行いますので,振込先は正確に記入してください。
- 請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

(3)請求書の提出先

〒684-8501

境港市上道町3426番地

境港市選挙管理委員会事務局

電話 0859-47-1082

メール senkan@city.sakaiminato.lg.jp

選挙運動用自動車の使用

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合)

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様式名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号】	
	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第16号】	

※提出時期のあらかじめとは、

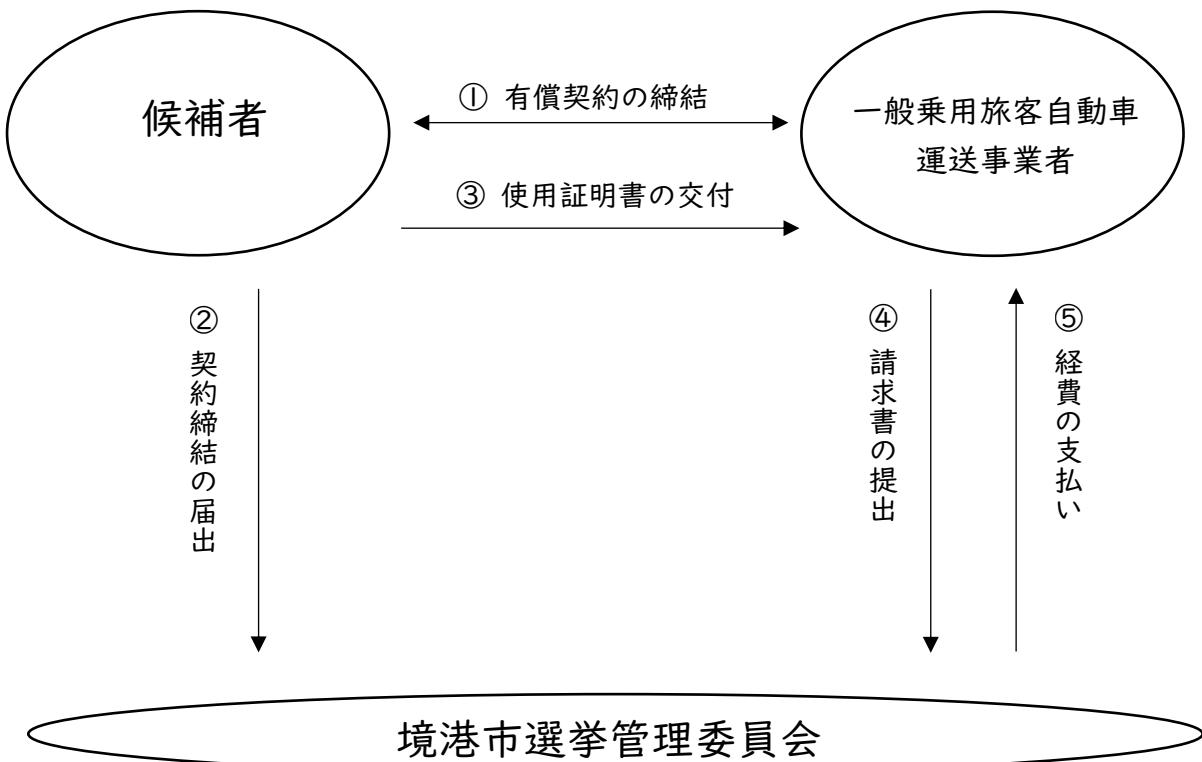
契約が立候補届出の前の場合 ····· 立候補届出の時

契約が立候補届出の後の場合 ····· 契約締結後直ちに

選挙運動用自動車の使用

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)

※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手續	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送業者)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒市長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第15号】 請求内訳書【様式第16号】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (市長⇒運送事業者)		

- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は市長へ④の請求をすること
はできません。
- 2 市長に対する上記の請求については、境港市選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用(自動車の借り入れ)

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借り入れ)

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様式名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号】 請求書(選挙運動用自動車の借り入れ) 【様式第15号】 請求内訳書 【様式第17号】	

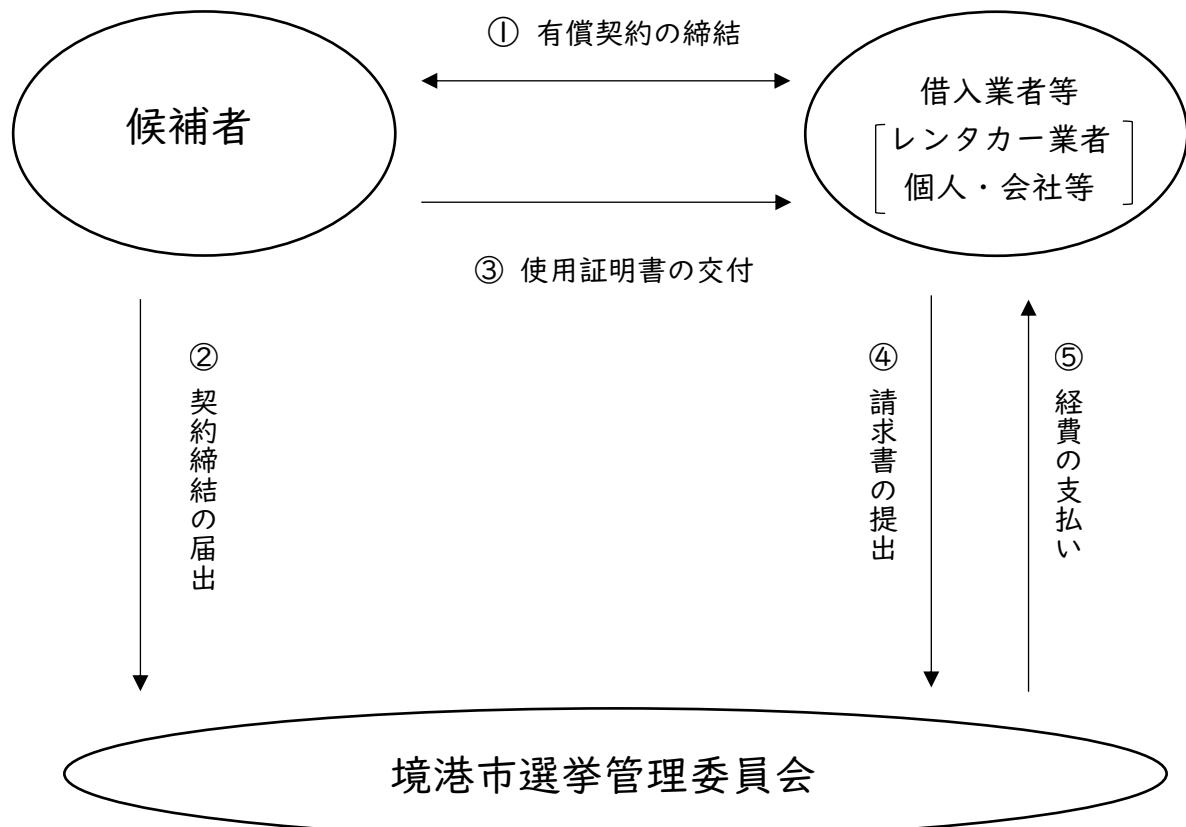
※提出時期のあらかじめとは、

契約が立候補届出の前の場合 ····· 立候補届出の時

契約が立候補届出の後の場合 ····· 契約締結後直ちに

選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

※個別契約



順序	手續	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車運賃貸借契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号】	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒市長)	請求書(選挙運動用自動車の使用(自動車の借り入れ))【様式第15号】 請求内訳書【様式第17号】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (市長⇒借入業者等)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は市長へ④の請求をすること
はできません。

2 市長に対する上記の請求については、境港市選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用(燃料代)

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代)

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様式名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請求 の前	自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
請求 の と き	自動車燃料代確認書 【様式第7号】 選挙運動用自動車使用証明書(燃料代) 【様式第11号】 請求書(選挙運動用自動車の燃料代) 【様式第15号】 請求内訳書 【様式第17号】 給油伝票の写し (給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの)	

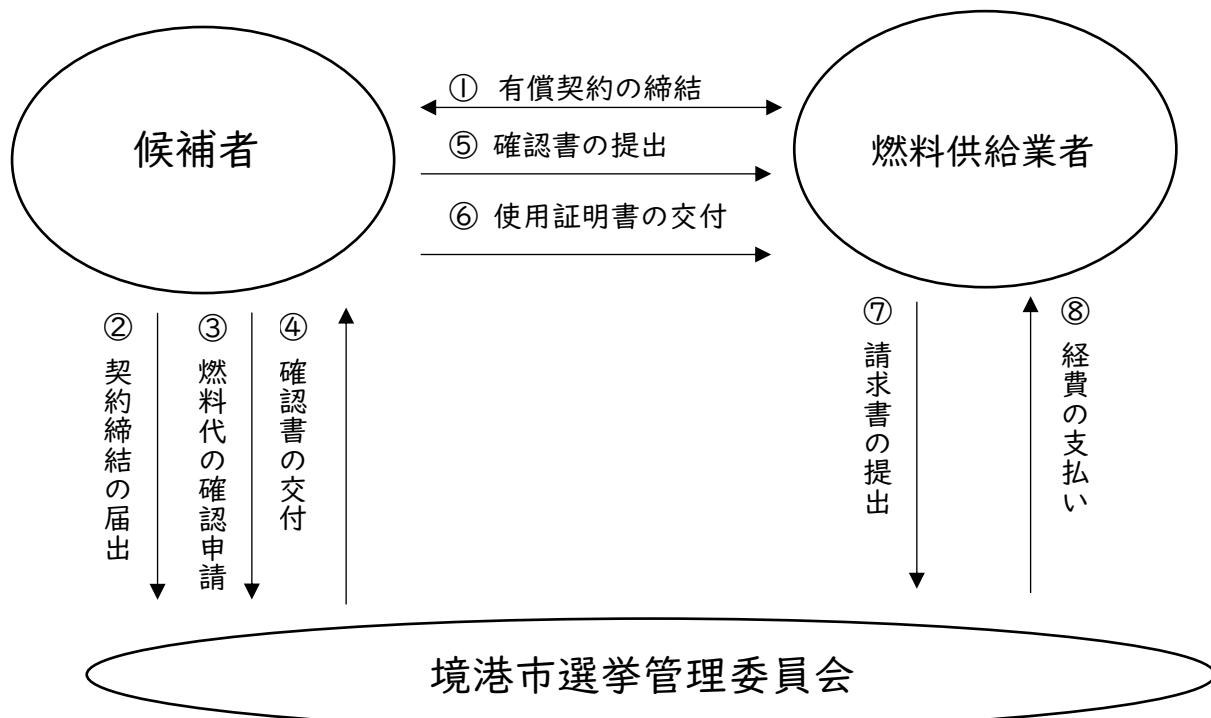
※提出時期のあらかじめとは、

契約が立候補届出の前の場合 ····· 立候補届出の時

契約が立候補届出の後の場合 ····· 契約締結後直ちに

選挙運動用自動車の使用(燃 料 代)

※個別契約



順序	手續	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車の燃料供給契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用自動車の使用的の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒市選管)	自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
④	確認書の交付 (市選管⇒候補者)	自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料代) 【様式第11号】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒市長)	請求書(選挙運動用自動車の燃料代) 【様式第15号】 請求内訳書【様式第17号】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (市長⇒燃料供給業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は市長へ⑦の請求をすることはできません。

2 市長に対する上記の請求については、境港市選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用(運転手)

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬)

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様式名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第12号】	
	請求書(選挙運動用自動車の運転手) 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第17号】	

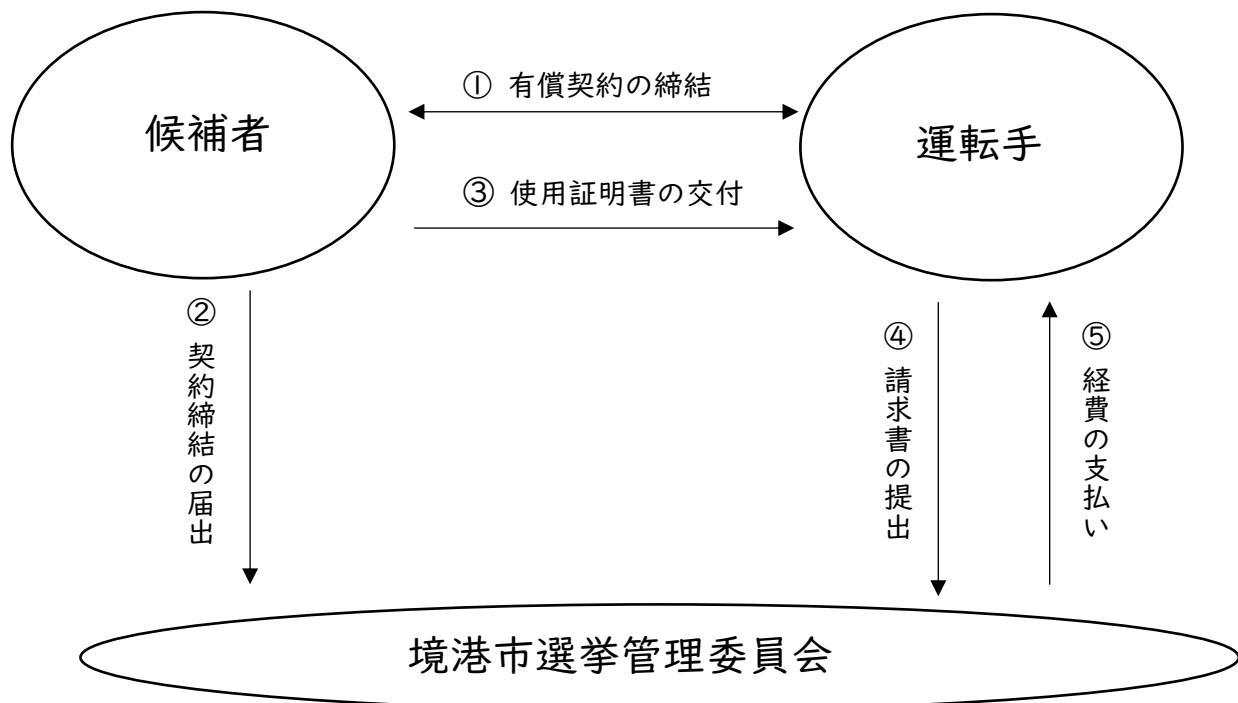
※提出時期のあらかじめとは、

契約が立候補届出の前の場合 ····· 立候補届出の時

契約が立候補届出の後の場合 ····· 契約締結後直ちに

選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手の雇用者)	選挙運動用自動車の運転手の雇用契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第12号】	
④	請求書の提出 (運転手⇒市長)	請求書(選挙運動用自動車の運転手) 【様式第15号】 請求内訳書【様式第17号】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (市長⇒運転手)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は市長へ④の請求をすることはできません。

2 市長に対する上記の請求については、境港市選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

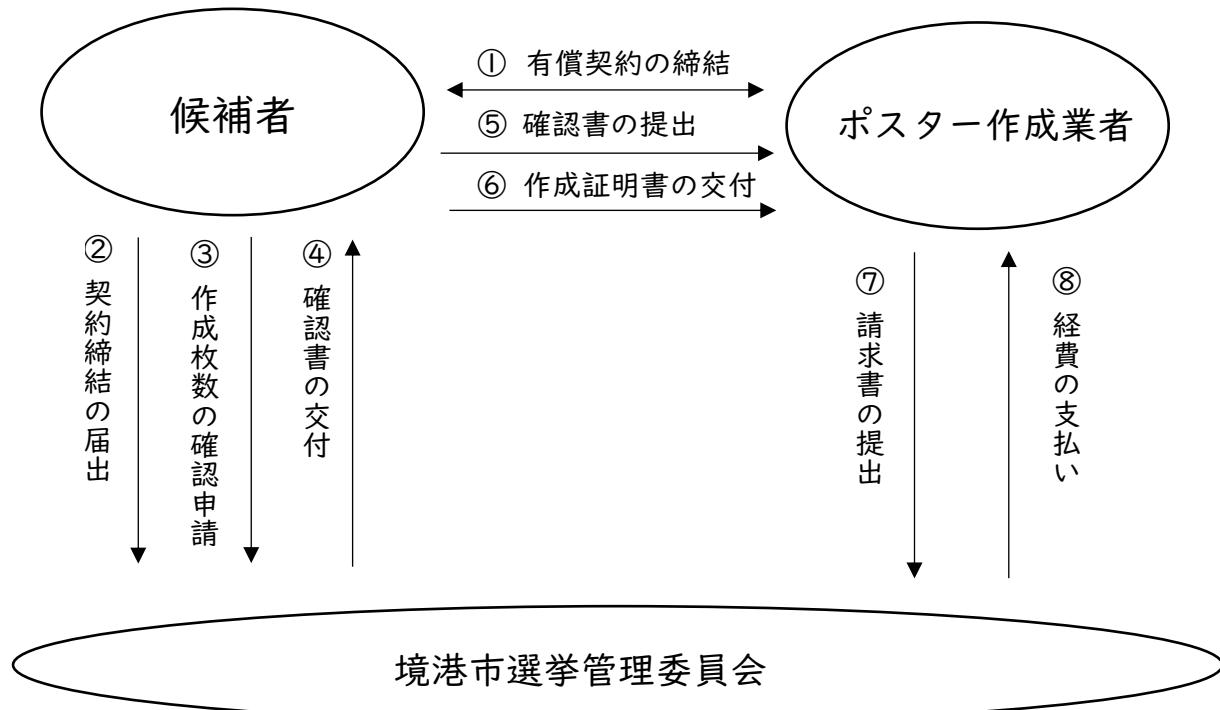
提出 時期	様式名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	
請求 の前	ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
請 求 の と き	ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
	ポスター作成証明書 【様式第14号】	
	請求書(ポスターの作成) 【様式第20号】	
	請求内訳書 【様式第21号】	

※提出時期のあらかじめとは、

契約が立候補届出の前の場合 ····· 立候補届出の時

契約が立候補届出の後の場合 ····· 契約締結後直ちに

選挙運動用ポスターの作成



順序	手續	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒市選管)	ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
④	確認書の交付 (市選管⇒候補者)	ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	ポスター作成証明書 【様式第6号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒市長)	請求書(ポスターの作成)【様式第20号】 請求内訳書【様式第21号】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (市長⇒ポスター作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は市長へ⑦の請求をすることはできません。

2 市長に対する上記の請求については、境港市選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

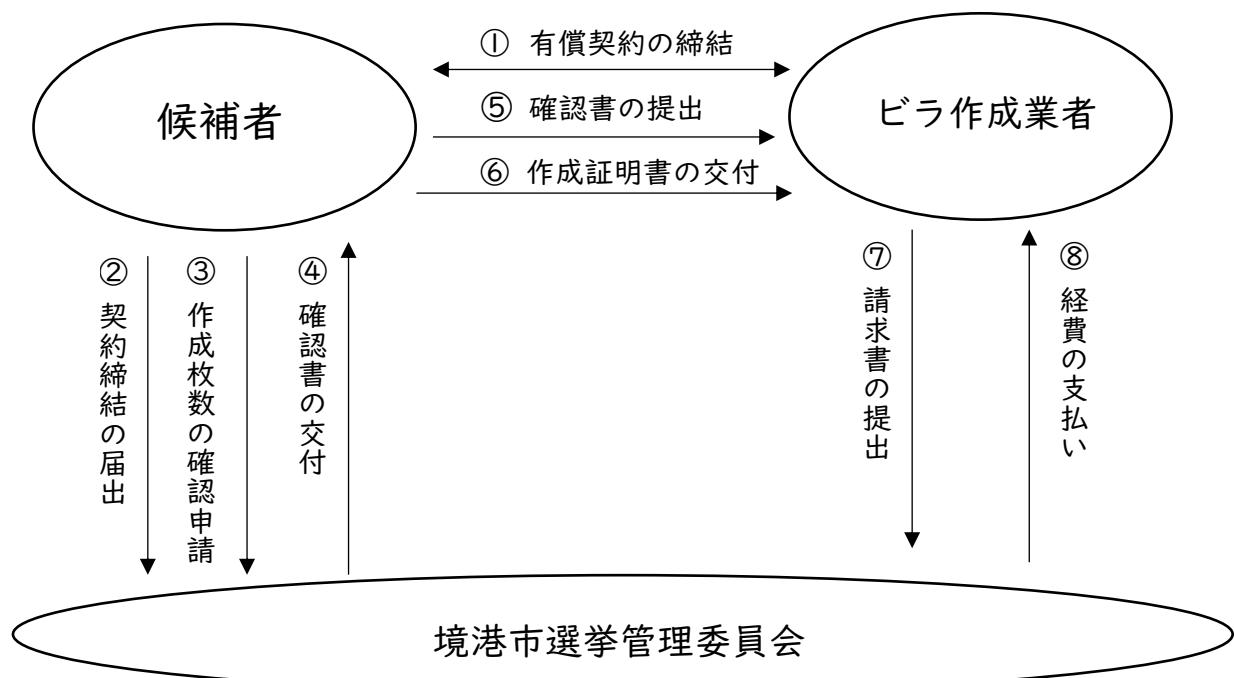
提出 時期	様式名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	
請求 の前	ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
請 求 の と き	ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
	ビラ作成証明書 【様式第13号】	
	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第18号】	
	請求内訳書 【様式第19号】	

※提出時期のあらかじめとは、

契約が立候補届出の前の場合 ····· 立候補届出の時

契約が立候補届出の後の場合 ····· 契約締結後直ちに

選挙運動用ビラの作成



順序	手續	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒市選管)	ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
④	確認書の交付 (市選管⇒候補者)	ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	ビラ作成証明書 【様式第13号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒市長)	請求書(ビラの作成)【様式第18号】 請求内訳書【様式第19号】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (市長⇒ビラ作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は市長へ⑦の請求をすることはできません。

2 市長に対する上記の請求については、境港市選挙管理委員会で受け付けます。

公費負担に関する Q&A

次の Q & Aは、境港市議会議員選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用する当たり、その参考としていただくために作成したものです。

【 Ⅰ 共通 】

Q 1 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか?

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容(金額・数量)の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく定額で負担してもらえる制度ですか?

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 3 使用(作成)証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか?

A それぞれの契約履行後に行ってください。

使用(作成)証明書は、いずれも実績に基づき使用(作成)するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q 4 市に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか?

A 市に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。

(印影など一部非開示部分あり)

【 2 自動車の借入れ 】

Q 1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者一人につき1台です。

Q 2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？この場合、2台とも公費負担対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。

なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者一人につき1台です。

Q 3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q 4 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象なりません。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q 5 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。

したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

Q 6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入をする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q 7 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額は？

A 自動車借り入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額(16,100円を超える場合は、16,100円)に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q 8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

A 公費負担の制度上、自動車の借り入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族(当該親族がレンタカー業を営む場合は除く)からの借り入れ

イ ハイヤー契約による借り入れ(自動車の借り入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約)したがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。

しかし、道路運送法第80条では、「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。」と規定があることから、レンタカー業を営む業者や個人から借りるのが望ましいです。

Q 10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結すれば、公費負担の請求をすることができますか？

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q 11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約(自動車借り入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約)を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者」に限られます。

【 3 燃料の供給 】

Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか？

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。

ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額(7,700円に選挙運動期間の日数7日間を乗じて得た金額)を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

A 対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

Q 3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか？

A 請求できます。

ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合せた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番(登録番号)、④給油金額が記載されていることが必要です。